平成２２年（フ）第２５号
鳥取県西伯郡大山町赤松839番地
債務者　久文　恭次
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３３号
鳥取県境港市幸神町139番地
債務者　吉田　治雄
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３４号
鳥取県米子市淀江町西原948番地１
債務者　中西　篤彦
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３５号
鳥取県米子市淀江町西原948番地１
債務者　中西　悦美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第９１号
広島市安佐南区沼田町大字大塚3265番地
債務者　山田　秀司
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２６号
広島市西区田方３丁目909番地１―521
債務者　東　　和彦
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７９号
広島市中区小網町６番35―305号
債務者　吉本　高史
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３３号
広島市東区温品２丁目11番21―201号
債務者　新岡　和男
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３４号
広島市東区温品２丁目11番21―201号
債務者　新岡　久美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５５号
広島市東区馬木９丁目11番16―２号
債務者　坪井　耕壯
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５８号
広島市安佐北区あさひが丘４丁目16番16号
債務者　宮村　英世
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４３号
広島県安芸郡府中町大通１丁目３番11号101号室、住民票上の住所広島市安芸区中野２丁目61番16号
債務者　佐藤　幸子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２号
愛媛県四国中央市土居町中村484番地11
債務者　河村　忠明
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１３号
愛媛県四国中央市土居町中村484番地11
債務者　河村　志帆
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第５７号
高知市薊野北町３丁目１番２号
債務者　新井俊夫こと　朴　　浚夫
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９号
高知県室戸市室津2152番地、住民票上の住所高知県室戸市元甲433番地15
債務者　山川　　真
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
福岡県筑後市大字西牟田5987番地２
債務者　江下　洋祐
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第１１号
福岡県筑後市大字西牟田5987番地２
債務者　江下　富代
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所八女支部